

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた関係団体からの意見等」【評価】

NO	市町村自立支援協議会	第八次千葉県障害者計画の施策や進捗状況の評価		障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
1	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	・地域で暮らす重症心身障害児が「者」になると、これまで診てもらっていた小児科では年齢オーバーということで診てもらえなくなり、大人の科では子どもからの障害者のことはわからないと受診を断られることが多く、医療難民になるのではという恐怖があります。日頃は、在宅訪問診療所が診てくれることが多く安心ですが、いざ入院となった時にはやはりなかなか受けてくれる病院が見つかりません。		事業・暮らしの場支援推進班 地域生活支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	医療整備課
3	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	・医療型入所施設の持つ機能を地域で暮らす重症児者も恩恵があるように、外来、通園、短期入所を実施するようご指導ください。医療型短期入所につきまして、開設支援をいただき少しずつ老健や病院で開設が進んでおり感謝いたします。利用者とのマッチングが進んでいくことを期待します。現状では利用者がどこでやっているのかわかることが困難で、待っている人に情報が届くようお願いします。		療育支援班	○療育	-
8	一般社団法人千葉県言語聴覚士会	・障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実の評価を個別の指導計画や教育支援計画が引継ぎに活用されたかどうかで評価され、活用率は向上している。今後は、引継ぎの「有無」に加えて、どのように活用されたか（授業改善、支援体制の強化など）を評価する必要があるのではないかと。		療育支援班	○療育	特別支援教育課
18	日本精神科看護協会千葉県支部	・千葉県全域での評価だと思われそうですが、県内の地域別での評価もしていただけると自分のいる地域での主な取り組み、また今後の方向性が見えてくるのではないかと思います。		☆全体	☆全体	-
20	日本精神科看護協会千葉県支部	・障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現についてどのように取り組んだのかわかりたい。		☆全体	☆全体	-
28	NPO法人千葉盲ろう者友の会	・障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、盲ろう児・者の通学支援が不十分である。家族にとって大きな負担となっています。		療育支援班	○療育	特別支援教育課
40	千葉県自閉症協会	・手帳の有無や診断名等にかかわらず、障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。 ⇒障害児等療育支援事業は活用できるので、より一層の拡充が望まれます。とくに学校への訪問指導は重要です。ニーズがあります。利用頻度、単価など増やしてください。		療育支援班	○療育	-
41	千葉県自閉症協会	・児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。 ⇒支援の質の向上について「児童発達支援ガイドライン」に基づく支援の実施、職員の資質向上、評価体制の構築、関係機関との連携強化、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営の基本原則の徹底、「個別支援計画」の質の向上、そして「自己評価・外部評価」を通じた継続的な改善となるのでしょうか、実際はどのように事業所の質の向上を評価するのでしょうか？国は監査の強化（あるいは外部評価）といいますが、事業所として事務作業の増大で苦しんでいるし、県としてもこれ以上監査の強化（頻度の増大）は苦しいと感じます。		療育支援班 虐待防止対策・法人指導班	○療育	-
42	千葉県自閉症協会	・数値目標4-2 放課後等デイサービス事業所数箇所 ⇒国として参入者の増大があるので総量規制もある、ということですが地域による偏り、特に過疎地（児童数と送迎の問題）での資源不足があります。（市町村内でも偏りがあるが）都道府県が行う指定障害福祉サービス事業者等の指定等に対し、市町村が関与できる仕組み（意見申出制度）が創設されたことを有効に活用できないでしょうか。		療育支援班	○療育	-
43	千葉県自閉症協会	・数値目標4-5（短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）、4-15（福祉型障害児入所施設入所定員） ⇒この目標を達成した場合、不足なくニーズに対応できる数値なのでしょうが？地域による偏りはどうなのでしょう？実際、遠い地域の施設に依頼する事例があります。		療育支援班	○療育	-

65	一般社団法人千葉県社会福祉会	・⑨障害のある子どもの療育支援体制の充実について、児童発達支援、放課後等デイ、短期入所等の事業所数は概ね目標達成。医療的ケア児等支援センターを中心とした相談支援体制は強化された。課題として、事業所数の増加に比べ、支援の質の均一化・専門性の確保		療育支援班	○療育	-
66	一般社団法人千葉県社会福祉会	・⑩市町村間で、療育資源や通学支援体制に格差が存在。		療育支援班	○療育	特別支援教育課
67	一般社団法人千葉県社会福祉会	・⑪家族支援・レスパイト機能のさらなる充実が必要。		療育支援班	○療育	-
69	千葉県特別支援学級・通級指導教室設置校長会	・「4 障害のある子どもの療育支援体制の充実」の項目について、半数以上の項目が目標値を上回っていることを評価しています。		療育支援班	○療育	-
75	千葉県精神神経科診療所協会	・量的数値目標が記載されているが、現場ではそれにもまして質的向上が求められる課題についての数値化がなされないと、施策の進捗状況は素人には解りづらい報告となっている。		☆全体	☆全体	-
80	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	・全体的には少しずつ進められ効果もみられると思いますが、個別には進み方が遅いものもあるように思います。		☆全体	☆全体	-
89	千葉県医療的ケア児等支援センター	- 令和4年7月より医療的ケア児等支援センター設置されたことでの実績として、下記5つを挙げる。 - 相談支援の充実 個別相談や支援者からの相談対応を積極的に行い、NICU退院直後から成人期まで切れ目のない支援を展開。各市町村に配置された医ケアCoと連携し在宅支援をサポート。 - 人材育成 保育所・学校・訪問看護などに配置される看護師や保育士を対象にした研修を実施。年間500名以上の受講者があり、医療的ケア児等に対する支援者の養成と支援者の安心感の向上に寄与。 - 地域連携の推進 各市町村での医療的ケア協議会に参加し、災害時の個別避難計画作成や地域課題の協議を支援。11市町村、5圏域へ他市の取り組み事例を共有し自市町村の地域課題に活かしていただいた。 - 家族支援の拡充 「ほろりすサロン」「ほろりすフェスタ」などを開催し、家族同士や支援者との交流機会を提供。また、キャラバン隊の活動になるが、各地域の家族交流会に参加し、専門的な助言を実施、地域支援者のサポートとご家族の安心感に寄与したと思われる。 - キャラバン隊活動 多職種チームが地域に出向き、直接支援や技術支援を行うことで、地域格差の是正に取り組んでいる。また、地域の医ケアCoと一緒に計画をすることで、医ケアCoの実績づくりを行った。		療育支援班	○療育	-
90	千葉県医療的ケア児等支援センター	・医療的ケア児等Coの配置 養成研修終了した相談員等の支援者が各市町村に存在するが、それぞれの市町村にて配置や役割が明確になっていない地域が複数ある。配置が明確にならないことから、相談先が明確にならずほろりすへ相談が来ている。地域支援者もどこに相談したらいいかわからなく困っている。		療育支援班	○療育	-
91	千葉県医療的ケア児等支援センター	・成人期支援の不足 「18歳の壁」以降の生活介護サービスが十分でなく、医療的ケア者の社会参加が制約され学校卒業後自宅で引きこもってしまい、母も仕事を辞めざるを得ないケースもある。		障害者福祉サービス事業指定班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	-
92	千葉県医療的ケア児等支援センター	・送迎・レスパイト体制の不十分さ。家族の負担軽減につながる仕組みがまだ限定的。医療型短期入所開設支援事業にて老健等が事業申請しているが、受け入れ側の人員・環境等、ご家族の安心感より利用が進まない現状がある。		療育支援班	○療育	-
93	千葉県医療的ケア児等支援センター	・移行期医療 レスパイトに被る部分であるが、成人期医療にて移行期支援が不十分な場合がありご家族任せになっている。例えば体調不良にて救急搬送相談するもかかりつけ医のある病院以外での受け入れが不可。受診をあきらめて状態悪化、亡くなるケースがある。		療育支援班	○療育	医療整備課 疾病対策課
109	一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会	・障害のある子どもへの療育支援が充実しており、早期支援の体制が整備されてきました。		療育支援班	○療育	-
110	一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会	・放課後等ディサービスの数が増え、本人の放課後の過ごし方の幅が広がり家族の働き方や生活にも多様性が生まれています。一方職員の障害に対する理解や知識に乏しいという報告があります。		療育支援班	○療育	-

115	一般社団法人千葉県手をつなぐ育成会	数値目標を設定することは評価します。実態の質について、もっと実情を把握してほしいです。		☆全体	☆全体	-
127	一般社団法人千葉県作業療法士会	4-1児童発達支援センターについて - 令和6年の報酬改定では、児童発達支援センターの設置数以外にも、質の担保と地域支援が求められてきている。第8次千葉県障害者計画において、児童発達支援センターに関しては量の評価のみとなっているため、質的な評価についても検討頂きたい。 - 質の向上に向けては、国の報告書では、作業療法士等の専門職の活用が挙げられている。一方現状、地域には作業療法士等の専門職が少なく、支援が受けられない、受けられたとしても頻度が少ない、年齢上限を設けているなど、適正な利用回数ではない状況もある。評価指標として、作業療法士等の専門職の配置数、ペアレントトレーニング実施数、巡回支援件数、療育等訪問支援事業件数、保育所等訪問支援件数、発達相談件数などを設定してはどうか。		療育支援班	○療育	-
128	一般社団法人千葉県作業療法士会	4-2放課後等デイサービスについて 目標以上の事業所数でB評価になっていることは評価できる。一方で、地域によっては実際に利用できる事業所は少なく待機しているケースは多いと感じている。改めて目標値を検討する必要もあるのではないかと考える。		療育支援班	○療育	-
129	一般社団法人千葉県作業療法士会	4-3保育所等訪問支援について 目標以上の事業所数でA評価になっていることは評価できる。一方で、指定基準は取っているが、実際は稼働していない事業所も多く存在し、実際に利用できる保育所等訪問支援事業所は比して少ないと感じている。指定事業所数はもとより、実際に稼働している事業所数を把握し、評価していく必要もあるのではないかと。		療育支援班	○療育	-
131	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	第8次千葉県障害者計画におけることも関連施策では、放課後等デイサービスや相談支援体制の整備が進められ、サービス提供先の増加や専門員派遣など一定の成果が見られます。しかし、医療的ケア児に関わる障害のある子ども一人ひとりに着目した支援の充実は達成率が低く、地域や家庭との連携不足が課題です。教育機関との協働や、学校・家庭・事業所間の役割明確化が不十分であり、負担の複雑化も指摘されています。今後は、必要な時に必要なサービスを迅速に提供できる仕組みの構築、書類手続きの簡素化、地域コーディネーターの機能強化が不可欠です。子どもが地域で安心して成長できる共生社会の実現には、制度の実効性と現場の声を反映した改革が求められます。		療育支援班	○療育	-
133	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	基本的な施策目標に対する指標に関しては一部を除き、目標に近い数値が得られていると推察される。一方、事業所を運営する立場及び、当事者の親として意見を述べるのであれば、その数値や効果、達成率等の根拠が非常に危ぶまれるところである。基本的に計画等の作成は、多くの有識者意見（勿論、当事者側の意見も）を取り入れ作成されていることは承知しているが、その内容を達成する『目標』にばかり進んでしまっているように考えられる。当事者の親として、事業所運営をする観点から考えれば、当事者や地域等が『数値目標』というカテゴリーによって疎外されてしまっている感が否めない。		計画	☆全体	-
134	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	<効果が得られているもの> - 在宅支援機能の強化について地域の在宅支援機能（通所支援、訪問支援、短期入所）を担う事業所数が民間事業者の参入により数的に目標値をクリアできてよかった。 - 設置の義務化の期限が迫ったことにより児童発達支援センターを設置する市町村が数的に増えてよかった。		療育支援班	○療育	-

135	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	<不十分な点> ■在宅支援機能を持つ事業所は増えたが運営基準や求められる専門性の高さのために医療的ケア児の受け皿となる通所支援、短期入所施設が依然として少ない点。 ■児童発達支援センターの設置は進んでいるが児童の発達や権利保障、家族支援などについて現実的な効果につながるような役割を実際には果たしきれていないのかどうか検証ができていない点。 ■異なった法制度に定められた機関同士の連携については教育機関と障害児通所支援事業所間の連携は相変わらず不十分でそれは教育機関側の認識が薄いことに原因があると思われます。また未就学期の療育現場では母子保健や利用者支援事業など同じ児童福祉法の中に位置づけられた一般の子ども施策との連携が全くと言ってよいほど進んでいない、これは近年障害児支援の現場が発達障害児の外形的な問題行動への対処療法としての技術的支援を重視するあまり、すべての子どもの成長発達の基礎を理解しようとする「保育的視点」を失ってしまったことによるものと思われます。これにより障害児関係の支援者と子ども園の保育者との間で子どもの成長発達の課題共有が難しく議論が噛み合わなくなっているという現状があり、連携会議などが儀式化してしまっているものと思われます。		療育支援班	○療育	-
142	千葉県特別支援学校長会	・添付された「主要施策管理表」について、実績が「調査中」の記載が多い。（特に施策6は27項目中15項目。）前年度末の段階では調査中かもしれないが、半年以上経っているので整理されていると思われる。評価を求める際は、修正したものを提示してほしい。数値を基にした客観的な評価が出せないことは残念である。		☆全体	☆全体	-
143	千葉県特別支援学校長会	・施策4の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数について、目標値を上回る数値となっているが、地域差が否めない。東上総地域には、重症心身障害児が利用できる施設が非常に少ない。地域ごとに事業所数を公表し、格差が是正されると良い		療育支援班	○療育	-
147	千葉県特別支援学校長会	<不十分> ・施策4について 表では、短期入所事業所が増えています、医療的ケアがあるなど重度の障害のある子どもたちが、短期で入所できる施設は増えている感じがしません。子どもたちと家族のために充実させてほしい。		療育支援班	○療育	-
156	千葉県保育協議会	・児童発達支援事業所数及び短期入所の事業所の開設が増えたことについて、保護者の子育てを支援する意味と子どもたちの居場所作りとして、とても評価できる。		療育支援班	○療育	-
157	千葉県保育協議会	・保育所等訪問支援事業所数の増加について、保育に携わる者として、園と関係機関との連携ができ、一人ひとりの子どもに寄り添う保育者にとって心強く感じられることから、今後も継続して欲しい事業。		療育支援班	○療育	-
158	千葉県保育協議会	・放課後等デイサービス事業所の開設も徐々に増えており評価できる。ただし、特別支援学校の元保護者の立場でも、地域格差が大きく感じられる。こどもの、ひいては保護者の拠り所の一つ、居場所なので、不足している地域に増えるように取り組んでほしい。これも今後継続してほしい事業。		療育支援班	○療育	-
159	千葉県重症心身障害連絡協議会	・医療的ケア児支援センター「ほらりす」につきましては、医療的ケア児者および重症心身障害児者の支援に尽力いただき、県内各市の医療的ケア児者に関する支援、災害時の避難訓練など、日頃から多くの支援いただいております、頼もしい限りです。		療育支援班	○療育	-

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた市町村自立支援協議会からの意見等」【課題】

NO	市町村自立支援協議会	現在の障害者施策の課題	各自立支援協議会において行っている取組	「現在の障害者施策の課題」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進課・障害福祉事業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
2	木更津市地域自立支援協議会	・医療的ケア児や重度心身障害者を持つ方々への支援体制が不十分と思われるものの、事業所として看護師の配置が無いために受け入れが難しい現状がある。県内に学校や事業所へ看護師の派遣を行っている市町村があると聞いたことがあるが、県としてそのような取り組みがなされると良いと感じている。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
9	松戸市地域自立支援協議会	・障害のある子どもの療育支援体制の充実について、学校を卒業すると支援につながらないことのないよう、児童発達支援センターから卒業後の支援窓口までのスムーズな連携がはかれるように、支援者同士が担当者会議などで顔の見える関係を作れるとよいと考えます。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
14	柏市自立支援協議会	・医療的ケアのある児者の社会資源が不足しているため、お互いに近隣の市の福祉サービスを利用している状況です。	・当圏域では、市役所の障害福祉課、医療的ケアコーディネーターが集まり、近隣の市での医療的ケアにまつわること(情報の共有、個別避難計画の作成等)を共有して、柏市でも活かしていけるようにと取り組みを始めました。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 障害者福祉サービス事業指定班 事業・暮らしの場支援推進班	○療育	-
15	夷隅地区自立支援協議会	-	・独自の取り組みとしては、協議会内に医療的ケア児等支援部会を新設のうえ、令和6年度より医療的ケア児等コーディネーターと各市町が業務委託契約を締結し、相談支援の充実、ニーズの把握、関係機関との調整等を行う事業を行っています。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(3)地域における相談支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
26	成田市地域自立支援協議会	・障がいが顕著ではない子どもについて、障がいがあるかはっきりしていない児に対する早期の支援が必要と考えられることから、その支援について計画に明文化するべきと考えます。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	子育て支援課
29	船橋市自立支援協議会	・障害のある子どもの療育支援体制について、家庭・医療・学校・事業所における相互の支援・指導等の情報共有が断片的になりがちであることから、一貫した療育支援体制の更なる充実が課題である。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
30	船橋市自立支援協議会	・マイノリティである聴覚障害児童が、遠方の学校へ足を運ぶなどの現状にあることで、通学時間を取られるなど、一般の児童と比べての支障を取り除くことも課題	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

32	船橋市自立支援協議会	・医療的ケアを必要とする子の通常学級における支援（とりわけ看護師）が不足し安心・安全な学校生活に支障となっていることから、通常学級における支援体制を充実させることが課題。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
33	船橋市自立支援協議会	・障害のある子の通学支援について、移動支援事業が使えない自治体もあり障害のある子の通学に支障となっていることから、実態を調査し県内全ての自治体で使えるようにすること、中でも通常学級に通学する障害のある子についても使えるようにすることが課題。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
34	船橋市自立支援協議会	・ある市で看護師が通常学級と学童保育に配置されたにもかかわらず、両者の連携が不十分で子どもの学校生活に支障をきたすおそれがあることから、保護者も交えて現状を共有し十分に連携するよう市町村を指導することが課題。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課 子育て支援課
41	印西市地域自立支援協議会	・制度や手続きの煩雑さが利用者や関係機関にとって支障となっている。横断的な相談体制とわかりやすい情報提供を進める必要がある。	-		☆全体	☆全体	-
42	印西市地域自立支援協議会	◎児童発達支援事業について ・送迎 理由：地域によって事業所の数にばらつきがあり、送迎に長時間の移動が含まれることとなり、療育の時間が十分に確保できず、事業所の経営も不安定になる。 ・事業所不足 理由：各種検診で療育の必要な子どもを見極めることができるようになってきているが、事業所が不足している。 ・事業運営や人材確保に対する支援 理由：療育中心の事業所と預かり中心の事業所が混在している。事業によって人の配置に差が出ることは明白なため、差をつけた支援策を検討してもらいたい。保育士を配置しても保育園等の上乗せ手当がない。福祉サービスであっても保育士の資格所持者には支援が必要。給与格差があると、人材確保につながらない。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
43	印西市地域自立支援協議会	◎放課後等デイサービス ・利用者の考え方 理由：障がいがあることもと、発達グレーなこともと、療育でも支援の形を分けることが必要。発達グレーと言われる児童生徒を含めた広い範囲の児童生徒に対応できるシステムの検討をしてほしい。	・事業者間の横のつながりを深めるための連絡会、放課後等デイサービス業者所の連絡会は貴重な情報交換の場になっていると考える。民間の事業者の連携を行政が呼び掛けていく取り組みは貴重であると考え。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-

44	印西市地域自立支援協議会	◎保育所等訪問支援 ・制度の理解の不足 理由：教育現場では事業の理解が進んでおらず、受け入れを拒否される場合もあるため。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
46	長生都市総合支援協議会	・主な施策４に、「（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実」とあり、「ライフサポートファイルの一層の活用について、市町村に働きかける」と記載されているが、地域や福祉関係機関等の取組だけでは十分に活用が進んでいないことが課題である。千葉県としてどのように市町村へ働きかけていくのか、また、どのような活用の在り方を目指していくのかを明示する必要があると考える。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
47	長生都市総合支援協議会	・主な施策４「（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実」に関して、千葉県教育委員会においては、通学支援事業を開始したところであるが、対応できる看護師等事業者や車両事業者が少ないことが課題である。医療的ケア児が十分な教育を受けることができるようハード面での整備が必要であると考ええる。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
51	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町地域自立支援協議会	・児童発達支援センターが安房圏域で未設置のため、設置または、地域における障害児支援の中核的役割を担う体制整備が課題です。	・そのため、自立支援協議会子ども部会において、研修や協議を行っております。	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
53	銚子市地域自立支援協議会	・全般に共通することとして、人手不足により、短期入所や緊急時の受け入れ、放課後等デイサービス等の支援体制が十分とは言えない。関係機関と課題共有や協議をすすめながら対応の検討を行っているが、解決が難しい状況となっている。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
55	習志野市障がい者地域共生協議会	・葛南地域に医療型障害児入所施設（短期入所も可能）が無いため、設置していただきたいです。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-

69	香取広域自立支援協議会	・ASDの人の社会性の困難、環境適応の困難に配慮のない状況でのインクルージョンはあり得ない。エビデンスのない理想論でなく、実際のひとり一人への適正な支援があってこそ、地域での生活が可能になる。しかし重度のASDの人に対し適切な支援を行う人材、事業所を確保していくための原資がない。今、自分を取り組んでいる幼児期からの支援により、成人した後の困難を減らしていくことが必須。少子化対策として子育て支援施策の充実が図られているが、障害がある（あるいはリスク）子どもの発達支援をもっと子育て予算から投入していくことが必要。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	子育て支援課
73	香取広域自立支援協議会	【過疎地の児童発達支援センターへの経営支援】 少子化の予想を上回る急激な進行で、過疎地の児童発達支援事業所は経営が困難となっている。児童発達支援センターも人口の少ない自治体では利用者が充足しない。公営あるいは自治体からの委託で経営が担保されている場合は良いのですが、その自治体でセンターの指定を受けているものの、民間事業者が障害福祉サービスの報酬で経営を行っている場合は、過疎地の事業所はいずれ破綻することが予想される。それ以前に、多発する災害や新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザの流行などによるやむを得ない休業が生じた場合、補填できる収入がない。（代替的支援は数日続く現実的には毎日請求できるものではない）。さらに、昨今の事業運営では、加算や補助金など申請を必要とするものが著しく増えるとともに、複雑化しているため、各種事務量が增大している。小規模な事務所では対応が困難になりつつある。 小学生の10.4%に発達障害があると推定される中、地域子どもたちが児童発達支援センターの支援を受けられる必要性を考えれば、児童発達支援センターに対して「子育て予算」「教育予算」から予算の確保が必須。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
80	富里市自立支援協議会	-	・富里市自立支援協議会は、千葉県内で一番初めに立ち上げられました。数回の編成を経て、現在は「生活支援研究部会」「教育・療育研究部会」「就労研究部会」の3部会構成で活動しています。「就労研究部会」の活動は、①年三回の部会開催、②市民の皆さん、関係者を対象にした『福祉事業所見学ツアー』、③「教育・療育部会」と『進学について・進路についての勉強会』を行っております。		☆全体	☆全体	-

82	富里市自立支援協議会	・近年、障害福祉に関する制度やサービスは充実してきましたが、障害の種類や年齢、所管分野ごとに制度が分かれていることもあるため、利用者にとって分かりにくく、スムーズに利用できていない状況があります。また、福祉・医療・教育・労働などの関係機関が連携することで、成長段階に応じた更なる「切れ目のない支援体制」の構築が課題となっています。	-		地域生活支援事業・暮らしの場支援推進班 障害者福祉サービス事業指定班 療育支援班	○入所・地域 ○療育 ○就労	-
85	富里市自立支援協議会	・今後は、制度を分かりやすくするとともに、関係機関の連携を強化し、地域の実情に応じた人材の確保・育成を進めながら、本人主体の視点を大切に、持続可能な障害者施策を推進していくことが重要だと考えます。	-		☆全体	☆全体	-
86	富里市自立支援協議会	-	・当圏域では、療育や特別支援教育の充実を図り、乳幼児期から学齢期、さらに就労を見据えた将来までをつなぐ「切れ目のない支援」の実現を目指し、関係機関と連携した取組を行ってきました。今年度も昨年度に引き続き、就労研究分科会と連携し、特別支援教育に関する学習会を実施しました。学習会では、県立特別支援学校の先生を講師に招き、学校における支援体制や進路指導、将来の就労を見据えた支援について講義をしていただきました。学校現場での具体的な実践を踏まえた内容は、参加者にとって理解を深める貴重な機会となりました。また、就労研究分科会に参加している支援事業所の職員にも協力していただき、ブース形式で各事業所の役割や支援内容を説明しました。参加者が将来の選択肢や支援の流れを具体的にイメージできるような設定に心がけました。本学習会には、市内の教員だけでなく、専門員や保護者、分科会委員など、さまざまな立場の方に参加していただきました。特性のある子どもの保護者が、情報不足や不安から孤立しないよう、教育・福祉・就労をつなぎ、安心して相談や支援につながれる場づくりを意識しました。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

87	富里市自立支援協議会	-	・さらに、市の特別支援教育に関するパンフレット「すてっぷあっぷ」の作成と内容の見直しにも取り組んでいます。保護者や関係者が必要な支援につながりやすいよう、支援の流れや相談先を整理し、切れ目のない支援体制が分かりやすく伝わる資料となるよう検討を重ねています。これらの取組は、企画や調整など多くの工程を要しましたが、市における特別支援教育への理解を深め、支援が途切れずにつながる体制づくりに寄与するものになったと考えています。今後も、特性のある子どもとその保護者が地域で孤立することなく、成長段階に応じた支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら、継続的な検討と実践を進めていく必要があると考えます。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
88	鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会	-	・協議会の下部組織である課題検討チームを、専門部会ではなく、障がい関係者のワークショップで出た意見(課題)を基にチームを作り、各々で課題検討を行っている。		☆全体	☆全体	-
95	市原市障がい者支援協議会	・支援手続きの複雑さ、情報の不足により支援が必要でも申請・活用できていない人がいること。	-		☆全体	☆全体	-
102	市原市障がい者支援協議会	・医療型短期入所の増設。ナースিংホームやグループホームでの受け入れは広がっているが、重心の方には環境的にそぐわないという課題がある。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 障害者福祉サービス事業指定班	○療育	-
104	市原市障がい者支援協議会	・切れ目ない支援が不足している。学齢期以降、特に高校卒業後に支援が途切れ、現状が把握できなくなるケースがある。また、保護者が高齢化、または死亡後に本人が孤立する問題も生じている。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 障害者福祉サービス事業指定班 事業・暮らしの場支援推進班	○療育	特別支援教育課 学習指導課
105	市原市障がい者支援協議会	・切れ目ない支援や、支援に繋がっていない方の掘り起こしは重要だが、現状の相談支援体制では、業務過多で限界がある。	-	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(3)地域における相談支援体制の充実	療育支援班 地域生活支援班	○療育	-
108	白井市地域自立支援協議会	・(1)医療的ケア児等支援について医療的ケア児等の支援体制について、児童発達支援・放課後等デイサービスの量的整備は一定程度進んでいる一方で、医療的ケア児等の実態把握が依然として不十分であり、在宅生活の継続、就園・就学、災害時対応、家族のレスパイト等に関する支援ニーズを全体として把握できていないことが支障となっていることから、実態に基づく支援体制の構築を進めることが課題です。	・当市では、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、自立支援協議会内に「医療的ケア児支援協議の場」を設置して関係機関と連携しながら実態・課題を整理するとともに、人工呼吸器装着者等を対象とした災害時個別避難計画の策定支援や、協議会からの提言を踏まえた「日常生活用具の給付品目への災害用備品の追加」の創設等により、在宅生活の継続と災害時の安全確保に取り組んでいます。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-

111	白井市地域自立支援協議会	・（４）インフォーマル資源の可視化について 障がい者の地域生活支援について、フォーマルサービスだけでは支えきれない生活課題があることや、地域の互助資源の情報が当事者・家族に届きにくいことが課題です。また、支援者も地域資源の全体像を把握しにくい状況があります。	・当市自立支援協議会内のワーキンググループにおいて、フォーマル・インフォーマル資源等の地域資源情報を収集する取組を進めています。		☆全体	☆全体	健康福祉指導課
115	市川市自立支援協議会	・（４）医療的ケアを必要とする方や重症心身障害がある方向けの短期入所事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所等の不足。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 障害者福祉サービス事業指定班	○療育	-
127	市川市自立支援協議会	・（１６）児童発達支援センターの中核的な役割について、中核的な支援機能を発揮するための研修等の機会がないことが支障となっており、千葉県主催の研修機会を創設することが課題。	・本市では、児童発達支援センター等連携会議や地域障害児支援体制強化事業を活用するなどの取組を行っている。	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
128	市川市自立支援協議会	・（１７）本市では医療的ケア児等コーディネーター事務局を行政の中に設置して、民間事業所と連携をしながらコーディネーターとしての取り組みを行っているが、行政は職員の退職や異動があることから、安定した運営が難しい状況にある。相談支援専門員や、その他関連専門職もコーディネーターと同様の業務を行い、対応はしているが、今後は民間事業所も含めコーディネーターの担い手を増やすために、県主催のコーディネーター研修を毎年実施してほしい。	-	4.障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた関係団体からの意見等」【期待】

NO	市町村自立支援協議会	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
1	千葉県特別支援学校PTA連合会	・「4 障害のある子どもの療育支援体制の充実」について、一人一人の教育的ニーズに応じた指導ができるよう、学校全体での対応が必要なことから、通常級の先生も含めた特別支援教育の強化に取り組む必要があります。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
6	千葉県重症心身障害児（者）を守る会	・引き続き取り組んでいただきたいこと ・1（1）～（6）、3（3）、4（1）～（5）特別支援学校での通学支援事業について進めていただき大変感謝します。今後は対象校を広げて下さい、5（1）～（3）、7◇医療的ケアが必要な障害のある人の在宅での暮らしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに…とありますので、実態調査が進むようにお願いします。その際、「医療的ケア」だけでなく、重症心身障害児者も含めてください。（2）通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進とあります。重症心身障害児は大人になって呼吸器管理になる人がいます。親は高齢になり通所の送迎も困難になります。日中活動として生涯学習の機会が得られる支援が進むようにお願いします。8（1）～（7）特に（1）人材確保（2）高齢期に向けた支援は喫緊の課題です。		☆全体	☆全体	特別支援教育課 生涯学習課
8	公益社団法人千葉県看護協会	・地方自治体の重層的支援体制整備事業や生活支援体制整備事業を推進していただき、効果的なモデル地域を発掘し、地域支援の活動を広く広報していただきたい。		☆全体	☆全体	健康福祉指導課
9	一般社団法人千葉県言語聴覚士会	・近年、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を利用する児童生徒の数は増加している。利用者の中には、言語・コミュニケーション・聴覚・嚥下などに困難を抱える児童が多数含まれており、教育現場における専門的支援の必要性はますます高まっている。そこで、これらの領域の専門的指導を担える言語聴覚士の雇用や外部専門家としての活用を推進していただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
22	千葉県肢体不自由児者父母の会連合会	・医療的ケア児者（呼吸器使用児者を含む）の短期入所と医療機関でのレスパイトの実現に向けて。現在、医療的ケア児者の短期入所や特に呼吸器装着児者は、医療機関でさえレスパイト入院できず、在宅介護の後ろ支えとなっており、介護する家族の社会参加の機会が後退することのない未来実現を目指して、次期障害者計画に取り組んでいただきたいと思います。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
33	千葉県自閉症協会	・障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実 ⇒健診については、必要な児童には自閉症を含む発達障害の専門医につながるなどのフォロー体制を拡充してください。強度行動障害の発症予防のために、ハイリスク児への助言が行われるようにしてください。承知のように自閉症をはじめとする発達障害の専門の児童精神科医や精神科医、病院が不足しています。 ① 地域格差を解消してください。 ② 診断待ちを解消してください。 ③ 発達障害の診療においては投薬依存にならないようにしてください。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	医療整備課

34	千葉県自閉症協会	・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化 ⇒強度行動障害への支援を抜本的に強化してください。 ① 発症予防の推進：強度行動障害のハイリスク児や初期兆候を明らかにし、発症ならびに重篤化を防ぐ方法を確立し、その検討結果を、家庭、学校、支援施設等の現場に浸透させてください。 ② 在宅の自閉スペクトラム症（以下 自閉症）児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な場合の回復のために、また、保護者のレスパイトのために、ミドルステイを受け入れる施設を増やしてください。 ③ 強度行動障害児の状態改善のために児童入所施設の機能が活用されるようにしてください。あわせて、支援者のメンタルケアの施策をお願いします。	1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現、（４）重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班 地域生活支援班	○療育	-
35	千葉県自閉症協会	⇒トライアングルプロジェクトを推進してください。こども部門と福祉部門、教育部門、保護者との連携を強化し、個々の児童の支援における関係者間の一貫性を確保してください。 ⇒児童発達支援センター、こども家庭センター、児童家庭支援センター、保健所の連携をはかってください。 ⇒行政窓口における受給者証判定方法を改善し、発行支給日数の地域差を少なくしてください。自治体によって医師の診断書を必要とするところがあり、専門医の圧倒的不足がある地域では完全に療育の機会を逸する事があります。なんとかならないでしょうか。 ⇒通常の保育園、こども園においてさらに自閉症児の支援を強化してください。 ⇒児童発達支援センター（児発センター）、放課後等デイサービス（放デイ）について ① 児発センターが適切に機能するように体制を強化してください。 ② ①のために行政・教育との定期的連携会議の導入を推奨してください。 ③ 児童発達支援と放デイのスタッフの専門性を強化してください。 ④ 親が児童発達支援、放デイを適切に選択できるよう、親へ効果的な情報提供を行ってください。一部大手業者のサイトを頼りにしている親が多く誇大広告が散見され、チェックが必要とのこと。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	子育て支援課
36	千葉県自閉症協会	・障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実 ⇒健診および健診後のフォローのために、自閉症をふくむ発達障害のわかる医師、心理、ST や OT などの専門家の配置を可能とする予算措置をしてください。香取市行政から、摂食と言語の専門的指導ができる福祉型児童発達支援事業所が不足しているという意見があります。 ⇒幼児期は診断による支援が始まるとは限らないため、未診断児も対象にしたポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目のない、漏れのない対応を目指してください。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（４）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班	○療育	-
48	一般社団法人千葉県社会福祉会	⑤評価指標について、より詳しく、関連付けて深く理解する必要がある。		☆全体	☆全体	-
53	一般社団法人千葉県社会福祉会	⑩障害児支援体制の充実、支援提供体制は拡充したものの、支援の質の確保や地域間格差の解消、家族支援の強化が課題	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
54	千葉県特別支援学級・通級指導教室設置校校長会	・「４ 障害のある子どもの療育支援体制の充実」の項目について、更なる目標値の設定、全項目が目標値を上回ることを期待します。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
67	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会	・厚生労働省の資料では障害区分が知的・精神・肢体と３分類されているが、千葉県の資料では２分類となっている。全ての資料において厚生労働省との整合性をもたすこと。		☆全体	☆全体	-
79	千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会	・千葉県障害者計画の対象について、国の第5次障害者基本計画では、『ヤングケアラー等（ビジネスケアラー等）を含む家族支援』を対象として明記していますので、それに紐づくよう、対象を拡大する必要があると考えます。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	児童家庭課

82	千葉県自閉症協会willクラブ	・知的障害のない発達障害の児童生徒が育つ過程において、障害があることをオープンにして働く形での一般就労や福祉的就労に関する知識を入れる機会は非常に少なく、保護者の情報収集に頼っているのが現状です。中学校卒業以降に特別支援教育にかかわらない場合、「支援を受けながら働く」という将来像を児童生徒自身が持つには情報が不足しています。中等教育終了以降に高等教育を望む場合は社会に出るまでに幾らかでも時間が稼げますが、高等学校卒業後に進学を希望しない場合のキャリア教育はどうしても手薄になります。知的障害を持たず、精神障害が重篤でない場合にはこういった子供たちは通常の高校等に進学せざるを得ません。比較的発達障害を持つ生徒が進学することの多い高校において、進路指導の中でスクールソーシャルワーカーのアドバイスも受けながら本人のできる範囲での社会参加を考える機会を増やすことを検討ください。特に、現在千葉県において進められている県立高校改革推進プラン・第2次実施プログラムの中で検討されている学びの多様化学校(コース制)やフレキシブルスクール(定時制の課程と通信制の課程の併置校)においては発達障害を抱える生徒たちが進学してくることを念頭に進路指導の中に福祉への連携の視点を埋め込んでいただくことを希望します。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	教育政策課 特別支援教育課
85	千葉県自閉症協会willクラブ	・現在高校を退学してしまった18歳以下の方は、放課後等デイサービスを使うことができません。日中一時や生活介護も18歳以上が原則と規定されて利用できず、まだ他の教育機関に行く可能性があるとみなされるとなかなか利用できる福祉サービスが見つからず、支える家族も疲弊しています。早めに行けるサービスにつながることから以降の社会参加への足掛かりを築くためにも、相談支援のみにとどまらず、継続的な利用が可能なサービスに確実に繋ぐことをご検討ください。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（４）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班	○療育	-
87	一般財団法人千葉県訪問看護ステーション協会	・医療的ケア児について、多重課題をもつ場合が多く相談先が不明確なことから、市町村での相談窓口を一本化するために、支援に取り組む必要があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（４）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班	○療育	-
92	千葉県医療的ケア児等支援センター	・切れ目のない支援体制の構築 医ケア法施行から3年が経過し、地域協議の場で支援体制が見直されているが、一部市町村では縦割り行政により連携が滞っている。小児期から成人期まで、入園・就学・就労を見据えた一貫した支援体制の整備が必要。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
93	千葉県医療的ケア児等支援センター	・医療的ケア児者が地域で「当たり前」に暮らせる環境を整備し、保育・教育・就労・社会参加を保障。現状では人材不足を理由に利用や参加が制限されているため、看護師等の人材確保と制度的支援が不可欠。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（４）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班 地域生活支援班 障害者福祉サービス事業指定班 事業・暮らしの場支援推進班	○療育	-
118	千葉県身体障害者施設協議会	・短期入所や専門施設サービスの拡充 家族支援や利用者の安定した生活を支える為、必要な時に十分に利用できるサービス体制の継続・拡充が期待される。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
122	千葉県身体障害者施設協議会	・障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実 医療的ケア児とその家族が地域で安心して短期入所を利用できる体制作りは重要だが、医療・看護の体制整備が必要となる為、新規参入することが難しい状況がある。制度周知に加え、人材確保や運営面への具体的な支援策を県として示してほしい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
129	一般社団法人千葉県作業療法士会	・小児リハビリテーション支援体制全体について 県内の小児リハビリテーション提供および情報提供について、地域間格差や専門職配置の偏在が生じていることから、どこに住んでいても必要な支援にアクセスできる体制を均質化するため、専門職の巡回体制やITを活用した情報共有プラットフォームの構築・制度化に取り組む必要があると考えている。障害福祉施策の中でも取り組んで頂きたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
130	一般社団法人千葉県作業療法士会	・医療的ケア児・重症心身障害児等の居住・短期入所支援について 医療的ケア児や重症心身障害児者、行動障害のある方を受け入れる施設について、質・量ともに不足していることから、安心して地域生活を継続できる受け皿を確保するため、職員教育体制の充実、空き状況を可視化する情報システム整備に関する取り組みについて取り組んで頂きたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班 障害者福祉サービス事業指定班	○療育	-

131	一般社団法人千葉県作業療法士会	・医療・福祉・教育の連携体制について 障害児支援において施設数などの量的整備は進んでいる一方で、医療・福祉・教育のシームレスな連携体制については十分に構築されていないことから、支援の質を高めるため、連携プラットフォームの設立や専門職を含めた協働体制の事業化の取り組みをご検討いただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
132	一般社団法人千葉県作業療法士会	・学校教育現場における専門職活用について 特別支援教育に関する研修や取組が学業面中心に設計されている現状があることから、学校内での身体的支援や環境調整を含めた包括的支援を実現するため、校内研修や連携体制の構築の取り組みを進めていただきたい。またその際には作業療法士を是非活用していただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
133	一般社団法人千葉県作業療法士会	・支援の「量」から「質」への転換について 計画目標が数値達成に偏り、子ども本人への還元や支援内容の質が見えにくい状況もあると考える。実効性のある支援を確保するため、質的評価指標の導入や専門職視点を取り入れた研修・事業設計の取り組みを検討いただきたい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	－
134	一般社団法人千葉県作業療法士会	・地域生活・社会参加への移行支援について 新生児期からの医療・療育体制の充実により、家庭内に生活が固定化するリスクが生じていることから、子どもと家族の社会的経験を広げるため、重症心身障害児以外の子どもについては地域生活への移行を目標とした支援方針の明確化の取り組みが必要と考える。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	－
135	一般社団法人千葉県作業療法士会	・学童保育と放課後等デイサービスの役割整理について 学童保育利用が可能な児童の放課後等デイサービス利用により支援資源の飽和や囲い込みが生じていることから、支援資源の適正配分を図るため、学童保育への支援強化や役割分担を明確にした施策の取り組みが必要と考える。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	子育て支援課
136	一般社団法人千葉県作業療法士会	・情報基盤（小児リハマップ・ライフステージ支援ガイド）について 小児リハマップやライフステージ支援ガイドが民間努力に依存し継続困難となってきた経緯があることから、信頼性と持続性を確保するため、県主体での作成・更新・公開を行う公的情報基盤の整備に取り組む必要があると考える。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	－
137	一般社団法人千葉県作業療法士会	・ライフサポートファイルについて 情報共有や連携のためには重要なツールではあるが、活用に至らないことも多い。配布も大切であるが、重要なのは「継続的な活用」がされているかという視点であると考えられるため、普及に向けてライフサポートファイルの活用に対するインセンティブや、ファイルをアプリ化するなどの対策も必要ではないだろうか。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	－
138	一般社団法人千葉県作業療法士会	・居宅訪問型児童発達支援について 現状では事業者数が少なく、また実施数も少ない現状である。障害のある子どもの地域社会への参加推進のためにも、事業所数が増えにくい現状について調査、把握し、対策を講じる必要があるのではないだろうか。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	－
142	一般社団法人千葉県作業療法士会	・「療育」という用語について 「療育」より包括した内容を含む「発達支援」としたほうが適切ではないか。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	－
150	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・次期千葉県障害者計画では、子どもの安心な成長を支える地域環境の整備が重要と考えます。家族が孤立化しないように相談支援体制強化のため、地域コーディネーターの配置やワンストップ窓口設置による迅速なサービス提供体制を構築が必要です。教育分野では、学校・家庭・事業所の連携強化、インクルーシブ教育推進、合理的配慮の推進。さらに、福祉施設の現場職員の確保と待遇改善、専門性向上研修の充実化も重要です。これらの施策で、子どもと家族の安心な生活を支え、共生社会の実現を目指していただければと思います。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（３）地域における相談支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

151	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・人材の確保・定着について、不足・未定着・倫理問題・収入差などが改善されないことから、実際のサービスを担う職員の実環境改善を推進するため、制度、報酬、研修など、現行している全ての取り組みにおいて、実用性と結果の見直しを求める。 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実において、就労移行支援事業所、企業、福祉的就労先それぞれでの課題解決は困難であることから、何を整備し、どのようなビジョン構想かを、わかりやすく示すことが必要と考える。 同様に、文部科学省管轄の教育機関において、子どもを預けることを前提とした社会へ進むのであれば、新しい目線での改革が必要。 地域での生活を保障する観点から、個々に増加する負担が大きくなり複雑になりすぎていることから、大きな目標でもある循環する体制を見直し、行政、学校、中核センター、事業所、家庭などの役割を明確化し、且つ地域コーディネーターが機能できる体制が必要と考える。 必要な時に必要なサービスが受けられる事を目指す。診断、相談、サービス、手続きも手間と時間がかかりすぎると感じる。また、書類や文書の量や内容の複雑さは、誤解や形だけとなる事も多い。姿勢として相手を意識した取り組みを常としたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班 地域生活支援班	○療育 ○就労	健康福祉指導課 産業人材課
152	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・先ずは近年を含め、今後推測されるであろう国の方向性を見据えた（先取りした）、千葉県の福祉施策や福祉計画を作成して行ってほしい。近年、WHOにも見られる（意見及び、改善命令）が日本にはあることも踏まえ、多くの外国人居住を考える中でも、国際的な立場（成田空港という、日本の玄関口）を考える中でもその必要性は大きいと考える。 現状、先の1でも述べた通り、本来は数値と、障害者（児）福祉計画と各地域（市町村）、当事者の充足度（満足度）が噛み合わなければならない。数値のみの達成や充足では、現場や当事者側の充足感や安心感とは乖離してしまうと考える。		☆全体	☆全体	-
153	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・近年、国のサービス報酬改定毎に伴い事業所の報酬が下げられ、基準が厳しく複雑化される中で純粋に利用者（児）や保護者等と向き合う事業所や運営者ほど、業務多忙や経営苦になる傾向が濃く否めない。その為、健全なサービス事業所ほど、消滅しやすい状況が推察される。特に、人員問題や運営資金の問題は非常に逼迫を伴っていると思うところである。 また、各省庁（子ども家庭庁や厚労省）等の国の国が通達する基準等の目標達成や維持に関しても、県を始めとして市町村も一丸となり、地域に波及させていくことや達成を促しながら維持することへの意識や考えを強く持ってもらいたい。厚労省の通達で、「令和5年度末までに各市町村（または、圏域）に重症心身障害児の通所を1箇所以上配置を基本とする」とのことがあったが、実体験として、県の担当課に事業所運営の貧弱により相談をしたが、冷たく上席は話し合いの場で覆っており、「運営が厳しいなら潰せばよい」との言葉しかもらえていない（圏域に、1箇所しかなくても）。この様な基本的な省庁通達の達成や維持のことにしても、深刻さを欠ける部分が垣間見られるところを改善して頂きたい。この様な問題は、ひとえに事業所だけでは解決できない問題と課題である。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
154	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・多職種連携、特に事業所間（成長に伴う横断的）や教育機関、市町村の保健師や担当者との密な連携も複数児者を担当しながらも必須であるが、実態的には「個々」で管理完結しており、連携や共有をしようとしても繋がれない（連携出来ない）ことの方が非常に多い。 医ケア児等支援法や発達障害者支援法における、児に限らず保護者の就労を支援・推進する部分からも教育機関（各特別支援学校）との連携の在りよう、特に通学支援や訪問学級の多様化（令和5年8月に県特別支援教育課から通知された、訪問学級の放課後等デイサービスへの派遣）等も、明確な支援体制を計り、推進していく必要と柔軟な姿勢が特に必要である。 その他、児童発達支援センター等の配置も各分野があることから、子ども家庭庁の言われるように多面的な複数の専門性がある事業所等の集合体が望ましいと考える。これに関しては、各地域の考え方もあるであろうが「障害児や保護者」にとって、より安心できる適正を考えることが優先され望ましいと思う。その部分に関しては、各市町村や相談支援基幹センター等が積極的にアプローチをして、話し合いの場を設置前・設置後も適正になるように設けるべきである。各機能別センターの機能の適正化、資格取得者等の機能的役割も強化すべきである。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

155	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・特に相談支援における、情報の明確化（様々な履歴、アセスメントや計画書）を推進することで、保護者のライフサポートファイル等と繋げ、サービス利用時の迅速的な方向へ向けることで保護者等への聞き取りの軽減も必須である。 - 重症心身障害児（一部、医療的ケア児）事業所を運営する立場から、各市町村の保健師の各児者の把握管理重要性と適正な保護者助言、関係者連携、重症心身障害児の認定、医療的ケア児者予備者の選定把握、障害児者の防災及び避難所運営の仕方についても、検討していくべきである。 - いずれにしても、真の障害児者支援を真摯に追及した計画作成を望むところである。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
156	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・県内各市町村で進められている障害児支援の体制づくりや既存の体制の定期的な機能評価を千葉県と県内市町村や圏域との間で共同して行う仕組みづくりに取り組んではいかがでしょうか。県内各地域の支援体制が形骸化することなく必要な機能を保持することで障害を持つ子供を抱える家族が安心して子育てできる環境が整うことを期待します。 ※より良い障害児支援の体制とは子どもの発達ニーズを的確に見極めそれを保護者、子ども、そして地域の様々な機関で共有できる体制ということです。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
157	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・県内放課後等デイサービスの指定について指定権者が市町村から意見を聴取できることとなりますが、その目的と市町村とのやり取りについて、また最終的な結果について公表して透明化したほうが良いのではないかと思います。理由は資本金の大きな事業者が有力議員や政党などと癒着して圧力をかけることのないように、そうしたことで公正な意見聴取がゆがめられ質の高いサービスを提供している事業者の事業計画が頓挫してしまうことのないようにするためです。 ※放課後等デイサービスはうまく経営しバイを増やすと大きな利益を生む事業ですので営利目的の事業者が大変多くなっています。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
159	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・専門コース別研修で「性」の問題を扱った研修を計画すべきではないでしょうか。SNSやインターネットなどを通してアダルトサイトにアクセスするなど現在子どもの身近な生活環境には性に関する情報が氾濫するようになっています。また軽度の発達障害の子どもが増えておりそうした生活スキルの高い児童とそうではない重度の児童が放課後等デイサービスには混在するようになっているので場合によっては軽度の児童が重度の児童を標的にして支援者や知人に知られないように不同意性交などの性的な加害行為に及ぶ可能性も予測されます。こうした現状を踏まえて就学期の児童を預かる放課後等デイサービスでは子どもたちが学校や家庭で受ける性教育に対してどのような汎化プログラムを用意すればよいのかなどが具体的にわかる内容の研修が求められています。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	地域生活支援班 療育支援班	○相談 ○療育	-
160	千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会	・出生時からの子どもの成長記録や受けた支援の記録、既往歴などが記載されたもので新たに支援を受けるときの参考として活用するライフサポートファイルについて紙媒体での作成を地域で推奨した時期がありましたが、スマホ世代の保護者が増えていますのでライフサポートアプリの様なものを活用したほうが良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。それには業者のソフトの選定や開発など予算がかかることですので市町村がそれぞれ互換性のないアプリを使いたす前に県が県内どこに行ってもスムーズに活用できるようなものを考案推奨したほうが良いと思います。児童のように他機関が支援チームに参加する支援現場では契約や面談で同じ内容の手続きを繰り返す煩雑さが改善されるものと思われます。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
169	千葉県特別支援学校校長会	・施策４の中で、「障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実」とあり、「ライフサポートファイルの一層の活用について、市町村に働きかける」と記載されている。残念ながら、地域や福祉関係機関の取組だけでは十分に活用が進んでいない現状がみられることから、県としてどのように市町村へ働きかけていくのか、また、どのような活用の在り方を目指していくのかを明示する必要がある。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
170	千葉県特別支援学校校長会	・施策４の中で、「障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実」とある。医療的ケア児が通学する際、保護者が学校まで送迎している。県教委では、通学支援事業（対象は県内７校）を開始したところだが、対応できる看護ステーションや福祉車両に関わる事業所等が少ない。医療的ケア児が十分に教育を受けることができるようハード面での整備が必要である。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

172	千葉県特別支援学校長会	・施策番号4-(6)-②について 難聴児支援では、取組の方向性として「・・・中核的機能を果たす体制の確保を図ります。」としています。そして、6年度の取組結果とその対応の記述で千葉県聴覚障害教育ネットワークの活動が記載されています。しかしながら、中核的機能は、令和2年度に国が示した「難聴児の早期発見・早期養育推進のための基本方針」の体制とはなっていないことから、県は基本方針で示す都道府県において難聴児支援担当部局を明確にし、早期に体制づくり及び推進に取り組む必要があります。なお、先に示した千葉県聴覚障害教育ネットワークの取組は、基本方針の中でいう特別支援学校のセンター的機能の強化で示されているところであり、本校においての推進と充実を図っているところです。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（6）難聴児の支援	障害保健福祉推進班 療育支援班	○療育	子育て支援課 特別支援教育課
173	千葉県特別支援学校長会	・障害のある人たちの移動支援を充実させてほしい。現在特別支援学校では、医療的ケアのある児童生徒の通学支援事業を試行しているが、そもそも生活全般にわたって、移動が困難な状況にある。保護者が自家用車を運転できない、片親しか介助者がいない状況でも、通学や通院、時々の余暇活動に利用できるような移動支援サービスを充実させるべきではないか。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	地域生活支援班	○療育	特別支援教育課
184	千葉県保育協議会	・障害のある子どもの療育支援体制の充実の中で、手帳の有無や診断にかかわらず、とあり、現状グレーゾーンの子も達への支援が不足しており、ここを記載して下さったことはとても評価できる。このことから、ぜひ子どもにかかわる仕事の方たちに対し、県としての意見表明というか、声を大にして周知に取り組んでほしい。それこそが、共生社会につながると感じる。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（3）地域における相談支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
185	千葉県重症心身障害連絡協議会	・重症心身障害に関する児者一貫の支援の必要性	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班	○療育 ○入所・地域	-
187	千葉県重症心身障害連絡協議会	・医療的ケアが必要な重症心身障害児者の短期入所の受け入れ先拡充	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班 障害者福祉サービス事業指定班	○療育 ○入所・地域	-
188	千葉県重症心身障害連絡協議会	・重症心身障害児者の治療目的での受け入れ先病院の拡充	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（4）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班	○療育 ○入所・地域	医療整備課
189	千葉県重症心身障害連絡協議会	・重症心身障害児者を診療できる医師の確保	8 様々な視点から取り組むべき事項、（1）人材の確保・定着	療育支援班	○療育	医療整備課

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた市町村自立支援協議会からの意見等」【期待】

NO	市町村自立支援協議会	次期千葉県障害者計画に期待すること	「次期千葉県障害者計画に期待すること等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
1	匝瑳市障害者自立支援協議会	・今期に限ったことではないのだが計画の実効度を明確化し、評価に基づいた計画実行となるよう取り組んでいただきたい。 ・予算や制度、人材を踏まえた計画となることを望む。		☆全体	☆全体	-
4	四街道市障がい者自立支援協議会	・障害福祉サービスの充実に引き続き期待したい。	1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現、(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	☆全体	☆全体	-
5	四街道市障がい者自立支援協議会	・障害児福祉計画において、乳幼児期から切れ目なく難聴児の早期発見、早期療育(手話を含めた意思疎通支援)を総合的に推進する施策に引き続き重点をおいて頂きたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(6) 難聴児の支援	障害保健福祉推進班	○療育	-
6	四街道市障がい者自立支援協議会	・障害のある・なしに関わらず、地域で暮らせる共生社会の構築に引き続き重点をおいて頂きたい。	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、 (1) 障害のある人への理解の促進	☆全体	☆全体	-
11	松戸市地域自立支援協議会	・達成状況管理表4-6 医療型短期入所事業所数の目標が「増加を目指します」となっているが、具体的な目標値にすべきである。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
16	柏市自立支援協議会	・障害のある子どもに対する施策について、早期支援、早期発見がすすみ、柏市内の小中学校での特別支援教育は進んでいます。その中で特に中学校の特別支援学級の卒業先が多様化し、半分以上が特別支援学校以外の進路先になっている現状があります。また、一方、学校全体に不登校の増加もあり、15歳以上で高等学校に行けなくなっている、退学してしまい、どこにも所属していない層の実態の調査と対策を検討していただきたいです。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課 学習指導課
20	柏市自立支援協議会	・医療的ケアは他の障害と比べると、認知度が低く、体制を整えることが大変なことから、受け入れられる事業所が少ない現状があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
21	柏市自立支援協議会	・現在様々な障害をお持ちで事業所を利用されている方が高齢化、重度化した時に医療的ケアが必要になってくる可能性もあります。ですので、どの施策にも医療的ケアを考える項目を入れていただけるとありがたいです。		☆全体	☆全体	-
27	山武圏域自立支援協議会	【外国籍の障がい者に対する支援体制について】 千葉県においても外国人登録者数が年々増加しており、今後一定数の外国籍の障害者が増加することが見込まれることから、外国人支援に対する取組みの必要があると考えます。		☆全体	☆全体	-
37	船橋市自立支援協議会	・障害のある子の教育について、障害の有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」を国が推進していることから、通常学級において共に学ぶ環境を整えるため、障害のある子の通常学級での受け入れを推進し、小・中・高のバリアフリー化を促進すると共に、共に学ぶ環境づくりへの教職員の意識改革に取り組む必要があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
38	船橋市自立支援協議会	・世界では「インクルーシブ教育」が進められ、地域の学校においてさまざまな工夫がなされています。インクルーシブな社会をつくるには、教育のところからインクルーシブにしていくことが不可欠です。しかし日本では、遅ればせながら国が推進を打ち出す一方で特別支援学校が増設されている現状があります。通常学級の教育を変えていかなければ、インクルーシブ教育は実現しません。通常学級の条件整備を進め、教職員の意識改革に取り組むことが、何より必要なことと考えます。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
44	印西市地域自立支援協議会	・自家用車を所有していない家庭や経済的に厳しい家庭において、登校後の児童生徒の体調不良や緊急時の場合の保護者の送迎が困難なため、移動支援が必要と考える。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
50	八千代市障害者自立支援協議会	・「4- (5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実」について、日本の特別支援教育・特別支援学校による分離教育は、普通学級における教育の機会を妨げていると国連から問題視されているため、対象となる児童の普通学級における割合なども調査対象に入れる必要があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

56	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町地域自立支援協議会	・県の南部・東部には障害児が利用できる短期入所・障害児通所支援が少なく、在宅での支援を整えるために居宅介護を利用したくても、障害児が利用できる居宅介護事業所も少ないです。障害児の社会経験の機会としても、また、保護者の就労継続やレスパイトの視点から、県内での地域格差を縮めるため、既存の障害者・高齢者の福祉サービスの中で、障害児にも対応してもらえような、研修、報酬、など検討して頂きたいです。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班 障害者福祉サービス事業指定班	○療育	-
61	旭市地域自立支援協議会	・今後の施策の方向性 4 ▲主な取組の方向性 ▲○障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実について、健診については、必要な児童には自閉症を含む発達障害の専門医につながるなどのフォロー体制を拡充してください。強度行動障害の発症予防のために、ハイリスク児への助言が行われるようにしてください。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
62	旭市地域自立支援協議会	・今後の施策の方向性 4 ▲主な取組の方向性 ▲○障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化について、強度行動障害への支援を抜本的に強化してください。 ① 発症予防の推進：強度行動障害のハイリスク児や初期兆候を明らかにし、発症ならびに重篤化を防ぐ方法を確立し、その検討結果を、家庭、学校、支援施設等の現場に浸透させてください。 ② 在宅の自閉スペクトラム症（以下 自閉症）児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な場合の回復のために、また、保護者のレスパイトのために、ミドルステイを受け入れる施設を増やしてください。 ・児童発達支援センター（児発センター）、放課後等デイサービス（放デイ）について、親が児童発達支援、放デイを適切に選択できるよう、親へ効果的な情報提供を行ってください。一部大手業者のサイトを頼りにしている親が多く、誇大広告が散見され、チェックが必要です。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班 事業・暮らしの場支援推進班 地域生活支援班	○療育	-
79	習志野市障がい者地域共生協議会	・障がいのある子どもを育てる親に対して、育児支援や環境整備支援について、より一層の支援を求めます。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
80	習志野市障がい者地域共生協議会	・ペアレントトレーニング、ペアレントメンターの積極的な拡充に向けての取り組みをお願いします。併せて、市町村に対しての支援をお願いします。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（3）地域における相談支援体制の充実	地域生活支援班	○療育	-
83	我孫子市自立支援協議会	・アバターを使用した社会参加など、デジタルを活用した社会参加に関する政策を期待します。精神障害が拡大する中で、デジタルの活用は直接人と接する機会の回避になるだけでなく、身体障害のある方もアバターでは健常者として過ごすことができます。	1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現、（2）日中活動の場の充実	☆全体	☆全体	-
93	香取広域自立支援協議会	・集団での言動や振る舞い等に課題を抱える子供は、常の見守りと手厚い支援が必要。現場で、ほぼ 1：1 で職員がついている。現在の職員配置では無理がある。個別サポート加算Ⅰを取得する場合がありますが、支援の必要性が高い子どもの個別の利用を前提とした（スキルの高い）職員の雇用は経営上できない。長期的な人材の確保のため、一層の経営支援をお願いしたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
94	香取広域自立支援協議会	・個別サポート加算Ⅱについては、保護者の同意を得ることは現実的ではない。個別給付からは少し公費負担としていただきたい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
95	香取広域自立支援協議会	・自治体の公的機関から児童発達支援センターに対し「保護者のニーズ」というものの、支援内容が安全な預かりに偏っており発達支援が適切に行われていないとみられる事業所や、短時間の個別指導のみで集団対応の場を設けていない事業所（学習塾的なものを含む）と比較され「利用しづらい」と思われるのは非常に残念。行政担当者が保護者に対し発達支援の重要性を説明できるよう研鑽してほしい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
104	香取広域自立支援協議会	・特別児童扶養手当の認定を適正にしてください。発達障害のために、こだわりや対人関係で親の負担が著しく大きい、知的障害はないケース（精神の手帳）の場合、特別児童扶養手当の判定では非該当になりやすいという声がある。厚労省の基準では「発達障害については、たとえ知的指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないため日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」となっている。特別児童扶養手当の認定作業がこの基準で適正に行われるよう徹底してほしい。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害保健福祉推進班	○療育	-
105	香取広域自立支援協議会	・障害支援区分および放課後等デイサービスの状態区分指標をASD者の要支援度に応じたものにしてほしい。ASDの人で、集団での言動や振る舞い等に課題を抱える人は手厚い支援が必要。現在の基準では必要な職員体制にできないため、見直しが必要。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（4）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	療育支援班	○療育	-

106	香取広域自立支援協議会	・知的障害特別支援学校の各担任が知的障害だけでなく、ASDの特性に合わせた教育計画を作成できるよう学校の研修制度を整えてほしい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
107	香取広域自立支援協議会	・高等学校における通級設置を加速させてほしい。高校でのASD学生を受け入れる体制を充実させるための研究・検討を行い、必要な支援のあり方をまとめ、それに沿った施策の展開が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
108	香取広域自立支援協議会	・教師のASDを含む発達障害生徒に対する理解と対応力および指導力を強化して、教師の「当たり外れ」を少なくしてほしい。（対象は、特別支援教育だけでなく、通常の学校、また、幼稚園から高校までの教師）	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
109	香取広域自立支援協議会	・少人数学級の推進と教職員の定数を改善してほしい。教員を増やし、きめ細かい教育の実現が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	教職員課
110	香取広域自立支援協議会	・小中高の通常学級生徒の学校生活におけるインクルーシブな環境整備が必要。1クラスに一定数の発達障害が疑われる児童生徒が存在することを前提に、教室内の構造化や視覚的な学習・連絡（板書・プリント・PC画像等の利用）が必要	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（6）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	学習指導課
111	香取広域自立支援協議会	・各学校にASD生徒に対する指導力の高い教師1人以上配置が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（7）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	教職員課
112	香取広域自立支援協議会	・すべての教師に対し現場で活用できる実践実技研修の実施が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（8）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	学習指導課
113	香取広域自立支援協議会	・設置が検討されている「特定分野に得意な才能のある児童生徒」の検討を進め、それが適当と思われる生徒にその機会が与えられるような環境づくりが必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（9）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	学習指導課
114	香取広域自立支援協議会	・発達障害児に多い不登校や登校しぶり問題の調査研究が必要。特別支援学級、自閉情緒の支援学級在席児童生徒の不登校や登校しぶりの調査を行い、対策や支援体制の整備が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（9）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
115	香取広域自立支援協議会	・福祉と教育の連携の推進が必要。個々の生徒の支援や指導において、その生徒の福祉サービスを行っている支援者、及び保護者との実際の、実質的な連携を推進し、本人の状態確認の一貫性の確保が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（9）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
116	香取広域自立支援協議会	・「トライアングル」プロジェクトのより一層な推進が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（9）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課 学習指導課
117	香取広域自立支援協議会	・「教育と福祉の連携のためのe-learning」の履修の促進が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（9）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課 学習指導課
124	香取広域自立支援協議会	・住宅のASD児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な人のために、また、その場合の保護者のレスパイトのために、受入施設を増やすとともに、専門家による居宅訪問支援が必要。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
139	富里市自立支援協議会	・児童の短期入所先が少なく、対応が困難。短期入所先までの送迎が出来るシステムがあるといい。（精神の親御さんで運転や公共交通機関が利用できない方がいる為）	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
140	富里市自立支援協議会	・本計画が、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けた、実効性の高い指針となることを期待します。特に、障害者本人の視点を大切にし、障害の種類や年齢、生活環境などに応じた多様なニーズを踏まえた施策の方向性が明確に示されることが重要であると考えます。また、福祉・医療・教育・労働などの分野が連携し、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制が構築されること、地域間格差を踏まえた広域的な調整や支援の在り方が位置付けられることを望みます。あわせて、障害福祉を支える人材の確保・育成や専門性の向上、支援者の負担軽減と安定した支援提供体制の確保、本人の意思を尊重した支援や意思決定支援、合理的配慮への理解促進などが一層進められることを期待します。本計画が、当事者や家族の負担軽減につながり、各市町村の取組を後押しする実効性ある計画として着実に進められることを願います。		☆全体	☆全体	-
143	浦安市自立支援協議会	・少子化に係る記述が希薄。今後出生率が減少しても、先天性の障がいを持つ方への支援体制を引き続き整備してほしい。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-

150	市原市障がい者支援協議会	・多機関の連携した支援を行う。		☆全体	☆全体	-
152	市原市障がい者支援協議会	・事業の見直しと質の高い支援を目指し、障がいのある方に寄り添った支援向上につなげていく。		☆全体	☆全体	-
153	市原市障がい者支援協議会	・医療的ケア児については、経管栄養、喀痰吸引の対応が必要なため毎日学校に通えていない子どもたちがいる。学校では看護師のみならず、介護士や教師が研修を受けて、医療的ケア児を積極的に受け入れができるような体制ができたらいと考える。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課
158	市原市障がい者支援協議会	・児発や放デイでは、障害特性の多様化により一人ひとりに合った支援が求められるが、人員不足で対応が難しい。また、小学部高学年頃から行動特性が強くなる出始め、強行と思われる児童も増えつつあり、個別対応以上が求められるケースもある。人材確保と質向上に加え、児童発達支援センターを核とした地域療育体制の構築が期待される。さらに、通所サービスだけでなく、家族が「困った時に使える」施設の拡充や、ひきこもり・不登校への包括的支援も重要である。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班 地域生活支援班	○療育	健康福祉指導課
162	白井市地域自立支援協議会	・（１）医療型短期入所の計画的整備について 医療的ケア児者の在宅生活継続について、県内で医療型短期入所が少なく、地域偏在が著しいことから、各圏域に受け入れ先を確保し保護者の介護負担を軽減するため、医療型短期入所事業所の計画的整備と開設支援事業の継続の実施に取り組む必要があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	-
163	白井市地域自立支援協議会	・（２）医療的ケア児等支援および障害児通所支援の質的向上について 医療的ケア児等支援及び障害児通所支援について、保健・医療・福祉・保育・教育の連携が前提である一方、市町村ごとの対応にはらつきがあることから、支援内容や役割分担を一定程度標準化し、質の底上げを図るため、県として医療的ケア児等コーディネーターの役割・研修体系の整理や、保育所等訪問支援・インクルーシブ保育・教育に関するモデルの提示、合同説明会・相談会等の好事例の普及に取り組む必要があります。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（２）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	療育支援班	○療育	特別支援教育課
168	白井市地域自立支援協議会	・（７）障害のある一人一人ひとりに着目した支援の充実について インフォーマルな窓口だけでは十分につながりが得られないことから、誰もが気軽に立ち寄れる多様なインフォーマルな居場所を地域に確保できるようにするため、県による財政支援の拡充に取り組む必要があります。		☆全体	☆全体	健康福祉指導課
178	市川市自立支援協議会	・（１０）障害児通所支援事業所従事職員への質の向上のための研修の実施。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-
179	市川市自立支援協議会	・（１１）学校との連携について、個別サポート加算Ⅲや保育所等訪問支援、障害児通所支援を利用する医療的ケア児のスクールバス乗車などで、教育と福祉の分野でより強固な連携が必要ことから、インクルージョンを推進するためにも、福祉分野の支援内容を積極的に説明していく必要がある。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	-
180	市川市自立支援協議会	・（１２）保育所等訪問支援について、訪問支援員を幼稚園や保育園で支援の補助に利用したり、訪問先での直接的な療育支援を実施したりしていることから、本来の目的からずれる利用があるため、保育所等訪問支援の支援内容の確認をしていく必要がある。	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実、（１）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	療育支援班	○療育	-

令和7年度実施「次期千葉県障害者計画策定に向けた関係団体からの意見等」【その他】

NO	市町村自立支援協議会	県障害者施策についてお気付きの点等	「県障害者施策についてお気付きの点等」の、 第八次計画での関係施策	障害者福祉推進 課・障害福祉事 業課担当室班	担当専門部会	他所属担当課
7	一般社団法人千葉県手をつなぐ 育成会	・児童生徒が安心して特別支援教育を受けるための配慮 千葉県内の特別支援学校・特別支援学級設置校において教員不足が問題になって います。また、障害に対する専門的知識が不足した教員に起因するトラブル で本人・家族に大きな不安を与えている事例の相談を親の会として数多く受け ています。教員の採用計画について長期で取り組んでいただくこと、経験や研 修により専門的知識が積みあがっていく育成をしていただくことにより、教員 も児童生徒もより良い環境の中で学校生活を送れるよう計画を立ててくださ い。	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある 子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	教職員課
9	千葉県身体障害者施設協議会	千葉県障害者施策について気付きの点等 総合支援協議会の中の1つの専門部会の委員として参加しているが、部会で協 議している内容はその後どこで検討されるのか？いつも各委員から同じような 意見が出され、いつも県側が「皆さんの意見を参考にさせていただきながら検 討していく」というやり取りが繰り返されるばかりで進展を感じない。せめて 「前回出た意見は〇〇で検討して、〇〇のような結果になった」という回答が あれば良いが、そのような報告もない。各取り組み項目に対しての委員からの 質問でも資料を持参しておらず、「手元に資料がなくて分からない」という回 答も多々である。形だけの部会にしていけないか？という疑問と、もっと各委員 の意見を聞いて取り組みを県としてフォロー（委託等）していく等進めていけ ば障害者計画の取り組みの量・質ともに充実させる事が出来るのではないかと 感じる。		☆全体	☆全体	-
10	一般社団法人千葉県作業療法士 会	・県障害者施策への作業療法士の貢献について 「作業療法士」は下表の事項を範囲として、幅広い領域で、日常生活から社会 生活における「暮らしやすさ」を支援できる専門職です。 表. 作業療法の範囲（2010年4月30日 医政発0430第1号 抜粋） ○移動、食事、排泄、入浴等の日常生活活動に関するADL訓練 ○家事、外出等のIADL訓練 ○作業耐久性の向上、作業手順の習得、就労環境への適応等の職業関連活動訓 練 ○福祉用具の使用等に関する訓練 ○退院後の住環境への適応訓練 ○発達障害や高次脳機能障害に対するリハビリテーション 作業療法士は、医療・介護の分野のみならず、障害福祉・保健・労働領域に も在籍しており、多くの専門職と協働しながら障害者への支援を行っておりま す（添付資料参照下さい）。教育療育においては特別支援教育における外部専 門家としての活用事例もあります。また、支援者に対する相談支援や人材育成 のための講師として活用することもできます。 以上から、障害福祉領域において作業療法士は、障害のある人への支援のみ ならずその家族や取り巻く支援者への支援まで幅広く活用いただけます。千葉 県作業療法士会としまして、県障害者施策に貢献できる作業療法士の人材の 確保と育成に努めて参ります。 県障害者施策の推進において、作業療法士を是非ご活用頂きますようお願い申 上げます。		☆全体	☆全体	-
14	千葉県保育協議会	・保育所や認定こども園等と比較すると、学校では「支援」の根拠として診断 を求められることが多く、いわゆるグレーゾーンの児童に対する支援体制が不 十分と思われる。特に県立高校における教員の「特別支援」に対する考え方が 浸透しておらず、二次障がいの状態になってしまう生徒もいる。「共生社会」 と銘打っているのに、オブザーバーではなく、特別支援教育課、教育委員会か ら、児童生徒の部分に関しては意見を求める等、何らかの形で参画して頂け ると「支援」への理解が進むと思われる。（既に参画しているのならば、申し 訳ありません。）	4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある 子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	療育支援班	○療育	特別支援教育課

15	千葉県保育協議会	・「生活介護」の事業所や短期入所の事業所も増やして欲しい。 どこも慢性的な人材不足のため、そういう事業所にかかわる人材を養成している学校へのバックアップも含め、受け入れられる事業所を増やす取り組みを行うことで、障害のある人たちも社会に貢献できている、自己肯定感が得られ、生きている意味を感じられる。結果。県内の生産性の向上にもつながるのではと考える。	1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現、（3） 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉サービス事業指定班 事業・暮らしの場支援推進班 地域生活支援班 療育支援班	○入所・地域 ○療育	-
----	----------	--	--	---	---------------	---